

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

=目次=

1. 重大事故等情報= 12件（5月28日～6月4日分）
  - (1) 乗合バスの車内事故
  - (2) 乗合バスの火災事故
  - (3) 貸切バスと路面電車の接触事故
  - (4) 貸切バスの衝突事故
  - (5) 法人タクシーと路面電車の衝突事故
  - (6) 法人タクシーの死傷事故①
  - (7) 法人タクシーの死傷事故②
  - (8) 法人タクシーの死傷事故③
  - (9) 法人タクシーの死傷事故④
  - (10) トラックの多重追突事故①
  - (11) トラックの多重追突事故②
  - (12) 自家用有償自動車の転落横転事故
2. 「不正改造車を排除する運動」強化月間中です！
3. 乗合バス車内事故のさらなる防止を目指して！（関東運輸局プレスリリース）
4. 事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
5. トラックの保有車両数が5両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
6. 自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
7. ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
8. ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
9. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
10. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
11. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
12. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
13. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
14. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
15. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！



に衝突した模様。

(6) 法人タクシーの死傷事故①

5月30日(土)午前2時46分頃、神奈川県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、路上で横臥していた歩行者を轢過する事故が発生した。

この事故により、歩行者は病院へ搬送されたが死亡した。

事故は、タクシーが片側2車線の左側車線を走行中、横臥していた者に気付くのが遅れ、轢過した模様。

(7) 法人タクシーの死傷事故②

6月2日(火)午後8時46分頃、神奈川県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せて運行中、前方に投げ出された二輪車の運転者をはねる死傷事故が発生した。

この事故により、二輪車の運転者が死亡した。

事故は、左側車線において乗用車と二輪車が衝突し、二輪車の運転者が右側車線を走行していたタクシー前方に投げ出されたことから、タクシーは避けられず、はねた模様。

(8) 法人タクシーの死傷事故③

6月3日(水)午前1時17分頃、熊本県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せて運行中、道路上へ飛び出してきた歩行者1名をはねた。

この事故により、歩行者は死亡した。

事業者によると、事故は、横断歩道等がある交差点を通過した先の、路面電車の停留所付近において、突然、歩行者が姿を現したため、タクシーは避けられず、はねた模様。

(9) 法人タクシーの死傷事故④

6月4日(木)午前5時15分頃、沖縄県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、車道を横断中の歩行者1名をはねた。

この事故により、歩行者は病院へ搬送されたが死亡した。

事故は、タクシーが見通しの良い直線道路において、制限速度の40km/hで走行中、右側から車道を横断してきた歩行者に気付くのが遅れ、急ブレーキをかけたが間に合わず衝突した模様。

なお、当時は雨が降っており、その上、歩行者は上下黒のトレーナーに黒色の帽子をかぶっていたとのこと。

(10) トラックの多重追突事故①

6月1日(月)午前6時25分頃、神奈川県の高速道路において、静岡県に営業



を、警察当局とも連携して重点的に実施することとしております。

### 【実施事項】

1. 全国で168回の街頭検査を計画
2. 「不正改造車・黒煙110番」の設置
3. 不正改造実施者に対する立入検査等
4. 自動車利用者等への啓発

詳しくはこちらをご覧ください。

→ URL : [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000107.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000107.html)



### 【3. 乗合バス車内事故のさらなる防止を目指して！（関東運輸局プレスリリース）】

バスについては、人身事故に繋がりやすい「車内での転倒事故」や、「横断中の歩行者・自転車との接触事故」の防止の更なる推進が喫緊の課題となっているため、平成26年4月に関東運輸局と関東地区バス保安対策協議会が合同で、「バス事故防止対策検討WG（ワーキンググループ）」を設置致しました。

平成26年度は、「乗合バスの車内事故防止」をテーマに、最近の車内事故発生状況や、乗合バスの車内事故を防止するための具体的な取組方、課題等に関する情報を共有し、検討メンバー各社がトライアルを実施するなどの検討を行い、今般、車内事故防止に、より効果が期待できると考えられる取組を事例としてまとめました。今後、これらの取組事例を参考に、車内事故のさらなる防止に取り組んでまいります。

なお、バスは走行中、不意な飛び出しなどによる事故を避けるため、やむを得ず急ブレーキや急ハンドルをすることがあり、車内のバス利用者が転倒するなどの事故につながってしまうケースもあります。バスの安全な運行にご協力とご理解をお願いします。

詳しくは、関東運輸局のホームページをご覧ください。

→ [http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1503/cs\\_p150331.pdf](http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1503/cs_p150331.pdf)



### 【4. 事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！】

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明やより客観的で質の高い再発防止策が望まれるところです。

このような社会的要請に応えるため、国土交通省の委託により（公財）交通事故総合分析センターを事務局として、各分野の専門家から構成される「事業用自















使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

